

従業員の副業・兼業の
環境整備

経営課題の解決に
つながる人材を副業で採用



副業・兼業 支援補助金

企業等による副業・兼業の人材の送り出し・受け入れを支援します



スキル・経験をもつ人材の活躍

- 例
- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> マーケティング | <input type="checkbox"/> 人事・組織開発 |
| <input type="checkbox"/> 経営企画 | <input type="checkbox"/> 情報システム |
| <input type="checkbox"/> 商品開発 | <input type="checkbox"/> 広報・PR |
| <input type="checkbox"/> 営業企画 | <input type="checkbox"/> デザイン |

第1次公募受付（電子申請）実施中

令和5年3月31日（金） – 令和5年5月11日（木）17時（必着）

本事業の目的

企業等が副業・兼業に人材を送り出すため、または副業・兼業の人材を受け入れるために要する費用について、本事業を通じてその経費の一部を助成し、費用負担を軽減することで、副業・兼業を促進し、もって企業間・産業間の労働移動の円滑化を図ることを目的としています。

募集期間

第1次公募受付（電子申請）実施中

令和5年3月31日（金）

令和5年5月11日（木）17時（必着）

公募内容

本事業は、実施の目的に応じて、以下の2つの類型を設けており、類型ごとに補助事業の要件や補助対象経費、補助率及び上限額等を定めています。

類型A 副業・兼業送り出し型

補助率

2分の1以内

1事業者あたり100万円

- ①専門家経費
- ②研修費
- ③クラウドサービス利用費

自社の従業員が他の企業等での就業等を行うことを認めるための環境整備を行うものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること。

- ①従業員の就業に関する社内ルール（就業規則等の社内ルールとして明文化されたものに限る。以下同じ。）の改定を伴うものであること
- ②社内ルールの改定によって、従業員の副業・兼業を認める範囲が広がることが見込まれること
- ③改定後の社内ルールが、モデル就業規則（厚生労働省）第70条の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれること
- ④改定後の社内ルールについて、全ての従業員に周知することが見込まれること

類型B 副業・兼業受け入れ型

2分の1以内

副業・兼業の人材1人あたり50万円
1事業者あたり250万円（5人まで）

- ①仲介サービス利用料
- ②専門家経費
- ③旅費
- ④クラウドサービス利用費

他の企業等において雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人と新たに雇用契約又は業務委託契約を締結した上で、同契約に基づき、当該個人が当該他の企業等での就業を継続している状態のまま、自社の業務に就業させるものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること

- ①自社の業務に就業させる期間が、少なくとも3か月以上であること
- ②受け入れる人材が有するスキルや経験などを活用することが、受け入れ企業の経営課題の解決につながると見込まれること（ただし、自社の既存の業務に関する人員が不足しているという課題に対応するために、当該業務に関する人員として、副業・兼業人材を受け入れる場合を除く）

事業概要はこちらからご覧ください

本事業の公募要領、また本事業の概要や補助金の申請方法等に関する公募説明会（Microsoft Teams・ウェビナー形式）の動画は本事業webサイトからご確認いただけます。関心をお持ちの方は、本事業のwebサイトをご覧ください。

副業・兼業支援補助金 web サイト <https://www.fukugyo-kengyo-hojo.jp>



お問い合わせ

副業・兼業支援補助事業 事務局

TEL 050-3504-6598

受付時間 9:00 ~ 18:00